

議第135号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年 9 月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る県立看護師等養成所授業料資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方

ほか 122 人

2 金 額 90,273,600円

(参 考)

264,600円 × 7人 = 1,852,200円

529,200円 × 14人 = 7,408,800円

783,000円 × 1人 = 783,000円

788,400円 × 2人 = 1,576,800円

793,800円 × 98人 = 77,792,400円

860,400円 × 1人 = 860,400円

議第135号
権利放棄につき議決を求めることについて